

住民監査請求の手引き

1. 住民監査請求とは

住民監査請求は、地方公共団体の執行機関（長、委員会又は委員）又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為について、住民が監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するものです（地方自治法242条）。

2. 監査の対象となる事項はどのようなものか

(1) 監査請求の対象は、次に掲げるような財務会計上の行為（①～⑦）に限られます。

- ① 違法又は不当な公金の支出
- ② 違法又は不当な財産の取得、管理、処分
- ③ 違法又は不当な契約の締結、履行
- ④ 違法又は不当な債務その他の義務の負担
- ⑤ ①～④の行為がなされることが相当の确实さをもって予測される場合
- ⑥ 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実
- ⑦ 違法又は不当に財産の管理を怠る事実

(2) 上記①～④（⑥⑦除く）の行為があった日（例えば公金の支出があった日）から1年を経過している場合は、「正当な理由^{*1}」がない限り、監査請求をすることが出来ないこととなっていますので、特に注意をする必要があります。

*1 正当な理由……次の2つの要件を満たしていることが必要となります。

- (1) 請求の対象となる行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に、請求の対象となる行為の存在又は内容を知ることができなかったといえること。
- (2) その行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求していること。（相当な期間がどのくらいの期間なのかは各々の事案により異なります。）

3. 誰がどのようにして監査請求するのか

(1) 監査請求のできる人は、宇佐市内に住所を有する方に限ります。法人の場合は、主たる事務所の所在地、または本店の所在地が住所となります。

一人でも、数人でも請求できますが、請求人が多数になる場合は、連絡・通知などの必要もありますから、代表者を決めてください。

(2) 監査請求は、請求書を作成して行うことになります。

請求書は、できれば正副2通を提出してください。副本は受付印を押して、請求人に返します。

(3) 請求書には、その事実を証する書面（事実証明書）を添付することが必要です。

新聞記事も事実証明書となりますが、どのような内容のものが事実証明書となるかについては、ケースごとに判断せざるを得ませんので、あらかじめ相談をしてください。

4. 請求書はどのように作成したらよいか

(1) 請求書の様式は、地方自治法施行規則第13条で別紙のように定められていますので、その様式に従って作成してください。

(2) 請求の要旨の内容

請求の要旨は、次の事柄（①～⑤）について具体的に記載してください。

- ① だれが（請求の対象とする職員等）
- ② いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか（監査請求の対象となる事項を具体的に特定する必要があります）
- ③ その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか
- ④ その行為により、どのような損害が生じているか
- ⑤ どのような措置を請求するのか

5. 監査の結果にはどのようなものがあるか

(1) 監査の結果

- ① 監査を行い請求に理由があると認め、必要な措置を講ずるべき勧告をする場合。
- ② 監査を行い請求に理由がないと認める場合。
- ③ 法定要件の不備により監査を行わない場合。

(2) 監査の結果は、①②の場合には、監査の結果を公表することになっています。また、請求人にも、監査の結果を通知します。

(3) 監査の結果に不服があっても、監査委員に対し異議の申し立てはできません。

なお、請求人は住民訴訟（地方自治法第242条の2）を提起することができます。

6. その他

(1) 住民監査請求は、請求書を受付した日から60日以内に監査を終了するとともに、監査の結果を請求人に通知します。

(2) 請求書に不備があったりすると、監査の実施に支障が生じることがあります。このため、窓口で職員が請求書の不備について補正をお願いすることもありますので、ご了承ください。

なお、補正等の指導に納得がいかない場合は、申し出てください。

宇佐市職員措置請求書

宇佐市長（委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

請求の要旨には、以下のような事項を記載してください。

- ・だれが（請求の対象となる職員）
- ・いつ、どのような財務会計上の行為（請求の対象となる事項を具体的に特定する必要）を行っているか
- ・その行為は、どのような理由で違法又は不当であるか
- ・その行為により、どのような損害が生じているか
- ・どのような措置を要求するのか

2 請求者

住所

氏名（自署・押印）

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

宇佐市監査委員 ○○（あて）

宇佐市監査委員 ○○（あて）

※ 請求の要旨は、パソコン等によって記載してもかまいませんが、氏名は必ず自署し、押印してください。